

岐阜県消費者団体等活動支援事業募集要領

1 総則

この要領は、岐阜県消費者団体等活動支援補助金交付要綱（平成24年9月27日付け環政第407号）第16条に基づき、地域において自主的に消費者問題に取り組む団体等が行う事業について、補助金の交付を受けようとする団体の募集について定めるものです。

2 趣旨

消費者を取り巻く環境が複雑・多様化する中で、悪質商法の被害を被ったり、商品事故等に巻き込まれたりするケースが後を絶ちません。このような消費者被害を防ぐためには、県や市町村といった行政の活動だけではなく、地域の実情に合わせて、県内の様々な方々が自らの力を活かして行う消費者活動も有効です。

県では、県内の消費者団体等、消費者問題に自主的に取り組む団体等が企画・実施する消費生活に関する事業（以下「補助事業」という。）を支援するための補助制度を設立し、当該事業を実施する団体を募集します。

3 募集事業

消費生活に関する事業のうち、次に掲げる事業であって、主として県内住民を対象に行う活動。ただし、補助対象経費が20万円以上で、原則令和3年2月28日までに完了（報告・精算等を含む）する事業に限ります。（やむをえず事業完了が3月になる場合は、事前に岐阜県環境生活部県民生活課と協議することとし、その場合も令和3年3月31日までには事業を完了させること。）

(1) 講座・講習会等の開催

地域における消費者被害の実態及び消費者問題への関心等を踏まえ、消費者教育、啓発講座、シンポジウム等の開催

(2) 啓発資料等の作成・配布等

消費者教育や消費者問題の広報・啓発に用いる広報誌、パンフレット、リーフレット、ビデオ、DVD等の作成

(3) 消費生活に関する調査

地域や身の周りで生じている消費者被害の実態、消費生活に関する意識調査等、消費生活の安定及び向上に向けた課題や、その解決方法等についての調査・研究の実施

(4) その他知事が認める事業

上記以外の事業で、知事が消費生活の安定及び向上に資すると認める事業の実施

4 応募対象者

次の全ての要件に該当する消費者団体等とします。

- (1) 団体の事務局又は活動のための事務所が岐阜県内にあること。
- (2) 原則として、団体の運営に関する規約等が定められていること。
- (3) 活動範囲が、主として岐阜県内であること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団及び暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5 補助金の対象経費及び補助率等

補助事業は、上記3に掲げたものとし、対象経費及び補助率は以下のとおりとします。

ただし、団体構成員の人件費及び事務費等、経常的な運営費は認めません。

(1) 対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費（会議等に係る茶菓代に限る）、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、借上料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費

ただし補助事業の実施にあたり、入場料等の事業収入があるときは、その相当額を事業費から除いた額を補助対象経費とする。

(2) 補助率

補助対象経費の10/10以内（千円未満の端数は切り捨てる。）

6 報告及び精算

事業実施後、別に定める様式により報告及び精算してください。

7 募集期間

令和2年5月18日（月）から 6月19日（金）まで（午後5時必着）

8 応募方法

別紙応募用紙及び補助事業に係る予算書等参考資料を添付の上、下記13の申込先まで持参又は郵送してください。

応募用紙の記載内容等について、電話等で確認をさせていただくことがあります。

9 選考方法

選考は、岐阜県環境生活部県民生活課内において、概ね別表の審査基準により総合的に審査し、適当と判断した事業を選定します。

必要に応じて、ヒアリングを実施するほか、追加資料を求める場合があります。

10 選考結果

選考結果については、応募者に通知します。

11 応募書類について

提出書類の返却はしません。

提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。

12 その他

応募用紙に記載された事業内容のうち、一部のみが選定される場合があります。（ただし、補助金の下限額は20万円とします。）

補助金の交付等については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）及び岐阜県消費者団体等活動支援補助金交付要綱（平成24年9月27日付け、環政第407号）によるものとします。

13 申込み・問い合わせ先

岐阜県環境生活部 県民生活課 消費生活安全係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁6階）

電話：058-272-8204（直通） F A X：058-278-2889

別表（審査基準）

項目	審査基準
業務実施能力	業務を遂行する人員・体制が整備されているか。
	事業資金の管理が適切に行えるか。
	事業の基礎となる活動実績があるか。
	事業をやり遂げるだけの信頼性があるか。
	実施報告書等所定の書類の作成ができるか。
	団体としての継続性が期待でき、事業実施後に団体活動が発展するか。
事業内容	事業内容は、一定程度広範囲の県民を対象とするものか。
	事業内容は、地域の消費生活に関する課題やニーズを踏まえたものか。
	ユニークで新しいアイデアが盛り込まれているか。
	県民の満足度が高まり、消費者被害が未然に防止できる等具体的な効果や成果が期待できるか。
	新しいネットワークの構築等が期待できるか。
	事業実施のためのスケジュールや手法は妥当か。
	経費の見積もりは妥当で、費用対効果が高い事業か。

岐阜県消費者団体等活動支援事業応募用紙

住 所
補助事業者名
代表者氏名

印

要 望 額 金 円

応募団体

応募団体名	
代表者 役職・氏名	
担当者名	
所在地（事務所がない 場合には代表者住所）	
設立年月日	
構成員数	
連絡先	電 話 番 号 : メー ル ア ド レ ス :
これまでの活動内 容・実績	※ 消費生活に関するこれまでの事業実績等を記載してください。

※ 要望額は、補助事業に係る予算書記載の額と一致すること（千円未満切捨て）。

※ 添付書類

①決算報告書又は事業報告書（直近2年分）

②定款又は寄付行為

補助事業に係る予算書

(単位：円)

事業名	事業経費	補助対象経費	実施内容(積算根拠等)
小計			
合計(円単位)			
合計(千円未満切捨て)			

(記入上の注意)

- 1 複数の事業を実施する場合には、事業毎に小計を設けること(円単位)
- 2 実施内容(積算根拠)欄には、事業の実施内容の詳細(物品購入、会場借り上げ等)を記載するとともに、見積書等を添付すること